

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その  
日が休日には、そ  
の翌日)

## 目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 学期及び休業日 (第五条—第八条)

第三章 教育課程 (第九条—第十二条)

第四章 教科書その他の教材の取扱い (第十三条—第十六条)

第五章 学習成績の評価、単位の認定等 (第十七条—第十九条)

第六章 児童、生徒及び幼児の管理 (第二十条—第二十七条)

第七章 職員の組織及び管理 (第二十八条—第三十九条)

第八章 教育財産及び物品の管理 (第四十条—第四十八条)

第九章 雜則 (第四十九条—第五十条)

## 附則

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「他の法律に別に定めのあるものの外」を削り、「(以下「聾学校」といふ。)」を「(以下「聾学校」といふ。)」に、「且つ」を「かつ」に、「はかる」を「図る」に改める。

第二条中「この規則で、「学校」とは」を「この規則において「学校」

とは、「に、「聾学校」を「聾学校」に改める。

第五条を次のように改める。

## (学期)

第五条 学校の学期は、次のとおりとする。

一 第一学期 四月一日から七月三十一日まで

二 第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

三 第三学期 一月一日から三月三十一日まで

2 前項の規定にかかわらず、高等学校の専攻科の学期は、次のとおり

## 鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を附する。

とする。

一 第一学期 四月一日から八月三十一日まで

二 第二学期 九月一日から翌年三月三十一日まで

第六条第一項中「次の」を「次の」に改め、同項第七号及び第八号を次のように改める。

七 農繁期休業日 年間十四日以内において、校長が鳥取県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を受けて定めた期間

八 前各号に定めるもののほか、教育長が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、教育長の承認を受けて定めた日

第六条第二項中「鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けて」を「教育長の承認を受けて、」に、「またはその日数を通算した範囲内でこれを」を「又はこれらの休業日の日数を合算して得た日数の範囲内で、これらの休業日の日数を」に改め、同条中第三項を次のように改め、第四項を削る。

3. 高等学校の定時制の課程及び専攻科の休業日については、第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、校長は、教育長の承認を受けて、別に定めることができる。

第七条中「必要がありかつやむを得ない事由」を「必要があり、かつ、やむを得ない理由」に、「教育委員会」を「教育長」に改める。

第八条を次のように改める。

（臨時休業）

第八条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行なうことができる。この場合においては、校長は、すみやかにその旨を教育長に報告しなければならない。

第三章の章名中「特別教育活動等」を削る。

第九条の見出しを「（教育課程の編成）」に改め、同条第一項中「の基準によって校長が」を「によつて、校長が」に改め、同条第二項中「毎年三月末までに教育委員会」を「三月末日までに、教育長」に改める。

第十条から第十二条までを次のように改める。

第十条 削除

（校外実習）

第十一條 学校が乗船実習その他の宿泊を伴う校外実習を実施しようとする場合には、校長は、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

（修学旅行等）

第十二条 学校が行なう修学旅行、水泳、登山等の校外行事は、別に定める校外行事の実施基準により企画し、実施しなければならない。

2 校長は、前項の校外行事で、宿泊を伴うものについては、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 教科書その他の教材の取扱い

第十三条を次のように改める。

（教科書）

第十三条 学校は、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）

が採択した教科書を使用しなければならない。

第十四条中「図書及びその他の材料（以下「教材」という。）」を「教材」に改める。

第十五条の見出しを「（準教科書の承認）」に改め、同条中「教材」

「実物」を「その実物」に、「二ヶ月」を「二箇月」に、「教育委員会」を「教育長」に改める。

第十六条各号列記以外の部分中「もしくは」を「若しくは」に、「校長は」を「校長は」に、「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第二号中「並びに」を「又は」に改め、「各種の」を削る。

第五章の章名を次のように改める。

#### 第五章 学習成績の評価、単位の認定等

第十七条中「もとづいて学校が」を「基づいて、学校が」に改める。

第十八条第一項中「および」を「及び」に、「学習成績をもととして学校が行う」を「学習成績に基づき、学校が行なう」に改め、同条第二項中「但し」を「ただし」に、「事由」を「理由」に、「この限りでない」を「この限りでない」に改める。

第十九条中「進級させても学習に支障があると認めるときは」を「進級させることができないと認めるときは」に改める。

第二十条中「学年の」を「学年の」に改め、同条第二項中「別に」を「別に」に改める。

第二十一条を次のように改める。

#### (編入学及び再入学)

第二十二条 高等学校の生徒の編入学は、学年のはじめに行なうことと原則とし、校長がこれを許可する。

2 高等学校の生徒の再入学は、退学後一年以内の者に限つて、学年のはじめに行なうことと原則とし、校長がこれを許可する。

第二十二条中「高等学校生徒」を「高等学校の生徒」に、「三ヶ月」を「三箇月」に、「校長が」を「校長が」に、「但し」を「ただし」に、「事由」を「理由」に、「その期間」を「その期間をさらに一年に

限り」に改める。

第二十三条中「高等学校生徒」を「高等学校の生徒」に改め、「休学生中の生徒で」を削り、「事由」を「理由」に改める。

第二十四条第一項中「行う」を「行なう」に、「訓告」を「訓告」に、「盲学校及び聾学校の小学部及び中学部並びに養護学校」を「盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部」に改め、同条第二項中「行つた」を「行なつた」に、「速かに教育委員会」を「すみやかに教育長」に改める。

第二十五条第一項中「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第二項中「速かに教育委員会」を「すみやかに教育長」に改める。

第二十六条第一項中傷害を受け又は死亡したとき」を「重度の傷害を受け、若しくは死亡し、又は集団で疾病にかかりたとき」に、「速かに」を「すみやかに」に、「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に、「児童、生徒」を「児童、生徒又は幼児」に、「速かに」を「すみやかに」に改める。

第二十七条の見出し中「聾学校生徒」を「聾学校の生徒」に改め、同条中「聾学校」を「聾学校」に改める。

#### 第七章 職員の組職及び管理

第二十八条第一項中「学校には」を「学校に」に、「おく」を「置く」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に、「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「定員は学校毎に」を「定数は、学校ごとに」に改める。

第二十九条第一項中「教頭をおく」を「教頭を置く」に改め、同条

第二項中「その職務を」を「その職務」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第三十条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第三十一条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第三十二条第一項中「職業指導主事をおく」を「職業指導主事を置く」に改め、同条第二項中「生徒の」を「生徒の」に改め、同条第三項中「当該学校の」を「当該学校の」に、「中から」を「うちから」に改める。

第三十三条第一項中「保健主事をおく」を「保健主事を置く」に改め、同条第二項中「学校に」を「学校に」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第三十四条第一項中「学校に」を「学校に」に改め、同条第二項中「生徒の」を「生徒の」に改め、同条第三項中「当該学校の教諭のうちから」を「当該学校の教諭のうちから」に改める。

第三十五条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第三十六条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第三十七条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第三十八条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第三十九条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第四十条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第四十一条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第四十二条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第四十三条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第四十四条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第四十五条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第四十六条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第四十七条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第四十八条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第四十九条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第五十条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

三項中「当該学校教諭の中から」を「当該学校の教諭のうちから」に改め、「教育委員会が」を「教育委員会が」に改める。

第三十四条を次のように改める。

(事務長、事務次長及び主事)

第三十四条 学校に、事務長及び主事を置く。

3 事務長は、校長の監督を受けて、事務を総轄し、校長を補佐する。

4 事務次長は、上司の命を受け、事務長を助け、担当の事務に従事する。

5 事務長及び事務次長は、校長の意見をきいて、教育委員会がこれを命ずる。

第三十四条の二の見出し中「及び通信長等」を「通信長等」に改め、同条中「水産高等学校」を「境水産高等学校」に、「おく」を「置く」に改め、同条に次の三項を加える。

2 船長は、校長の監督を受け、実習船を管理し、船務を総轄する。

3 船長以外の職員は、船長の指揮監督を受け、実習船の運営に従事する。

4 第一項の職員は、校長の意見をきいて、教育委員会がこれを命ずる。

第三十四条の三第一項中「高等学校」を「鳥取西高等学校」に、「おく」を「置く」に改め、同条第二項中「校長の監督を受け」を「校長を補佐し」に改める。

第三十四条の四を次のように改める。

(寄宿舎)  
第三十四条の四 寄宿舎を置く学校に、寄宿舎を置く。  
2 寄宿舎は、上司の命を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童又は生徒の実習を、実習に関する計画の立案及び実習に改め、同条第

は生徒の指導をつかさどる。

3 倉監は、当該学校の職員のうちから校長がこれを命ずる。

第三十四条の四の次の一条を加える。

(倉監長)

第三十四条の五 倉吉農業高等学校の寄宿舎に、倉監長を置く。

2 倉監長は、校長の監督を受け、倉監を指揮して寄宿舎を管理し、倉務を総轄する。

3 倉監長は、当該学校の教諭のうちから校長の意見をきいて、教育委員会がこれを命ずる。

第三十五条の見出しを「(校務の分掌)」に改め、同条中「毎学年度当初当該年度」を「年度当初」に改め、「及び学級担任並びに教科担任」を削る。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

(勤務時間の割振り)

第三十六条 職員の勤務時間の割振りは、校長が行なうものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第三十七条 職員の職務に専念する義務の免除は、校長がこれを承認するものとする。

2 校長は、職員の十四日以上にわたる職務に専念する義務の免除を承認しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の指示を受けなければならない。

第三十八条第二項を次のように改める。

2 校長は、四日以上にわたつて県外に出張しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。

第三十九条中「前二条」を「前二条」に、「外」を「ほか」に改める。

第四十一条第一項中「当該学校の」を「当該学校の」に改め、同条第二項中「教育財産」を「教育財産」に、「当る」を「あたる」に改め

第四十四条を次のように改める。

(損害報告)

第四十四条 校長は、教育財産及び物品の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、次の各号に掲げる事項をすみやかに教育長に報告しなければならない。

一 事故発生の日時及び発見の動機

二 減失又はき損の原因

三 被害の数量及びその程度

四 被害の見積価格及び復旧見込額

五 き損した財産についての保全又は復旧のためにとつた応急処置

六 その他参考事項

第四十五条中「かかる」を「係る」に、「物品等」を「物品」に、「但し」を「ただし」に、「教育長」を「教育長」に改める。

第四十六条第二項中「前項の計画に」を「前項の計画に」に改め、同条第三項中「防火計画には少くとも」を「防火に関する計画には、」に改める。

第四十六条の二第一項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会が」を「教育委員会が」に

第四十七条第二項中「校長の」を「校長の」に、「宿直又は日直に当る」を「宿直勤務又は日直勤務にあたる」に改め、同条第三項中「休日又は」を「休日」に、「或は」を「又は」に、「行う」を「行なう」に改め、同条第四項中「定数は各学校毎に」を「数は、学校ごとに」に改め、同条第五項中「事由」を「理由」に、「特に宿直人員の」を「宿直員又は日直員の」に、「あらかじめ」を「あらかじめ」に、「但し」を「ただし」に、「急迫の事由」を「急迫の事情」に、「速かに承認を受けなければならない」を「すみやかに届け出なければならない」に改める。

第四十七条の次に次の二条を加える。

(宿直及び日直の代行員)

第四十七条の二 学校に、宿直又は日直の代行員を置くことができる。

2 代行員は、前条第三項に定める職務に従事する。

3 代行員は、校長の意見をきいて、教育委員会がこれを命ずる。

4 前条第四項及び第五項の規定は、代行員にこれを準用する。

第四十八条第一項(見出しを含む。)中「宿直規定」を「宿直及び日直に関する規程」に「教育長に」を「教育長に」に、「届出」を「届け出」に改め、同条第二項中「規定には少くとも次の」を「規程には、次の」に改め、同項第五号中「持出」を「持出し」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六 その他必要な事項

第四十九条中「行う」を「行なう」に、「外」を「ほか」に改める。第五十条の見出しを「(雜則)」に改め、同条中「別に」を「別に」に改める。

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)  
第二条・鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

## 目次

第一章 総則(第一条)

第二章 校名、課程、学科、科、収容定員、位置及び修業年限(第二条・第三条)

第三章 職員組織(第四条—第七条の四)

第四章 学年、学期及び休業日(第八条—第十三条)

第五章 教育課程及び授業時間数(第十四条)

第六章 成績評価、課程の修了等(第十五条—第十九条)

第七章 入学、退学、休学及び転学(第二十条—第三十二条)

第八章 入学選抜手数料、授業料及び費用徴収(第三十三条—第三十一条)

七条)

第九章 賞罰(第三十八条・第三十九条)

第十章 寄宿舎(第四十条)

第十一章 雜則(第四十一条)

## 附則

第二章の章名及び第二条(見出しを含む。)中「および」を「及び」に改める。

第四条第一項中「校長」を「校長」に、「および用務員をおく」を「及び用務員を置く」に改め、同条第二項中「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「定員は、学校毎」を「定数は、学校ごと」に改める。

第五条第一項中「教頭をおく」を「教頭を置く」に改める。

第六条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第一項中「または」を「又は」に、「おく」を「置く」に改め、同条第二項中「および」を「及び」に改める。

第六条の二第一項中「おく」を「置く」に改める。

第六条の三第一項中「職業指導主事をおく」を「職業指導主事を置く」に改め、同条第二項中「生徒の」を「生徒の」に改める。

第六条の四第一項中「保健主事をおく」を「保健主事を置く」に改め、同条第二項中「学校における」を「学校における」に改める。

第六条の五第一項中「実習主任をおく」を「実習主任を置く」に改め、同条第二項中「実習計画の立案および生産実習」を「実習に関する計画の立案及び実習」に改め、同条を第六条の六とし、第六条の四の次に次の二条を加える。

(生徒指導主事)

第六条の五 学校に、生徒指導主事を置くことができる。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどる。

第七条を次のように改める。

(事務長、事務次長及び主事)

第七条 学校に、事務長及び主事を置く。

2 学校に、事務次長を置くことができる。

3 事務長は、校長の監督を受けて、事務を総轄し、校長を補佐する。

4 事務次長は、上司の命を受け、事務長を助け、担当の事務に従事する。

(船長、機関長、通信長等)

第七条の二 境水産高等学校に、船長、機関長、通信長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、甲板長、操機長、司ぢゆう長、冷凍長、操舵手、操機手、甲板員及び機関員を置く。

2 船長は、校長の監督を受け、実習船を管理し、船務を総轄する。

3 船長以外の職員は、船長の指揮監督を受け、実習船の運営に従事する。(舎監)

第七条の三 寄宿舎を置く学校に、舎監を置く。

2 舎監は、上司の命を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における生徒の指導をつかさどる。

(舎監)

第七条の四 倉吉農業高等学校の寄宿舎に、舎監長を置く。

2 舎監長は、校長の監督を受け、舎監を指揮して寄宿舎を管理し、舎務を総轄する。

第四章の章名中「および」を「及び」に改める。

第八条中「終る」を「終わる」に改める。

第九条を次のように改める。

(学期)

第九条 学校の学期は、次のとおりとする。

一 第一学期 四月一日から七月三十一日まで

二 第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

三 第三学期 一月一日から三月三十一日まで

2 前項の規定にかかわらず、専攻科の学期は、次のとおりとする。

二 第二学期 九月一日から翌年三月三十日まで

第十条第一項各号列記以外の部分中「全日制課程」を「全日制の課程」

に改め、同項第七号及び第八号を次のように改める。

七 農繁期休業日 年間十四日以内において、校長が鳥取県教育委員

会教育長（以下「教育長」という。）の承認を受けて定めた期間

八 前各号に定めるもののほか、教育長が指定した日又は校長が特に

休業を必要と認め、教育長の承認を受けて定めた日

第十条第二項中「教育委員会」を「教育長」に、「またはその日数を  
通算した範囲内で、これを」「又はこれらの休業日の日数を合算し  
て得た日数の範囲内で、これらの休業日の日数を」に改め、同条第三項  
及び第四項を削る。

第十一條を次のように改める。

第十一條 定時制の課程及び専攻科の休業日については、前条第一項の  
規定を準用する。ただし、同項第三号から第六号までに規定する休業日  
については、校長は、教育長の承認を受けて、別に定めることができる。

第十二条中「事由」を「理由」に、「教育委員会」を「教育長」に改  
める。

第十三条を次のように改める。

（臨時休業）

第十三条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授  
業を行なわざができる。この場合においては、校長は、すみや  
かにその旨を教育長に報告しなければならない。

第五章の章名中「および」を「及び」に改める。

第十四条（見出しを含む。）中「および」を「及び」に、「の基準に

より」を「により」に、「教育委員会」を「教育長」に改める。

第六章の章名中「の認定」を「等」に改める。

第十五条中「学習指導要領にもとづいて」を「学習指導要領に基づい  
て、」に改める。

第十六条第一項中「および」を「及び」に、「学習成績をもととして」  
を「学習成績に基づいて」に、「行う」を「行なう」に改め、同条第二  
項中「事由」を「理由」に改める。

第十七条中「単位にもとづいて」を「単位に基づいて、」に改める。  
第十七条の二中「進級させても学習に支障がある」を「進級させるこ  
とが適当でない」に改める。

第十八条の見出しを「（単位修得証明書及び学習成績証明書）」に改  
め、同条中「単位修得証明書（別記第一号様式）」を「単位修得証明書  
及び学習成績証明書（第一号様式）」に改める。

第十九条の見出しを「（卒業及び修了）」に改め、同条中「（別記第  
二号様式）」を「（第二号様式）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 校長は、専攻科の課程を修了した生徒に対しては、修了証書（第三  
号様式）を授与しなければならない。

第七章の章名中「および」を「及び」に改める。

第二十条第一項中「校長が」を「校長が」に改め、同条第二項を次  
のように改める。

2 入学者の選抜については、別に定める。  
第二十一条を次のように改める。

（通学区域）

第二十一条 入学を志願する者は、鳥取県公立高等学校通学区域に関する

る規則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）に定めることにより、出願しなければならない。

第二十二条の見出しを「（全日制若しくは定時制の課程の第一学年又は専攻科の入学）」に改め、同条第一項中「および」を「及び」に改め、同条第二項中「および」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、「別に定める入学志願書（別記第三号様式または第三号様式の二）」を「全日制及び定時制の課程の第一学年に入学を志願する者にあつては別に定める入学志願書により、専攻科に入学を志願する者にあつては入学志願書（第四号様式）」に改め、同条第三項中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第二十三条第三項中「（別記第三号様式）」を「（第五号様式）」に改め、同条第四項中「各学年の始めにおいて欠員の」を「学年の始めに行なうことの原則とし、欠員の」に改める。

第二十四条第一項中「（別記第四号様式）」を「（第六号様式）」に、「または」を「又は」に改め、同条第二項中「行う」を「行なう」に、「または」を「又は」に、「（別記第五号様式）」を「（第七号様式）」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（生徒、保護者又は保証人の本籍等の変更）

第二十六条 生徒、保護者若しくは保証人が、本籍、住所若しくは氏名を変更したとき、又は生徒が死亡したときは、保護者若しくは保証人は、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

第二十七条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第一項中「事由による退学または」を「理由により退学し、又は」に、「（別記第

六号様式）または」を「（第八号様式）又は」に、「（別記第七号様式）」を「（第九号様式）」に、「その事由を具し」を「その理由を記載し」に改め、同条第二項中「三月以上」を「三箇月以上」に、「事由により校長が」を「理由により」に、「その期間」を「その期間をさらに一年に限り、」に改める。

第二十八条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第一項中「または」を「又は」に、「（別記第三号様式）または」を「（第五号様式）又は」に、「（別記第八号様式）」を「（第十号様式）」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に改める。

第二十九条中「転学しようとするときは」を「転学を希望するときは」に、「（別記第九号様式）」を「（第十一号様式）」に、「その許可を」を「、その許可を」に改める。

第三十条第一項中「相当学年に」を「相当学年に」に改め、同条第二項中「（別記第三号様式）」を「（第五号様式）」に改める。

第三十一条第一項中「（別記第十号様式）」を「（第十二号様式）」に改め、同条第二項中「相当学年に」を「相当学年に」に改める。

第三十二条第一項中「特別の事由により」を削り、「（別記第十一号様式）」を「（第十三号様式）」に改め、同条第二項中、「相当学年に」を「、相当学年に」に改める。

第八章の章名中「および」を「及び」に改める。

第三十三条中「相当する」を「相当する額の」に、「徵収しない」を「徵収しない」に改める。

第三十四条中「および」を「及び」に改める。

第三十五条第一項中「出席を」を「出席を」に改め、同条第二項中「

学籍」を「当該生徒について学籍」に改める。

第三十六条中「、備品を破損または」を「若しくは備品を破損し、又は」に改める。

第三十九条各号列記以外の部分中「生徒に」を「生徒に」に、「および」を「又は」に、「行う」を「行なう」に改め、同条第一号及び第二号中「見込」を「見込み」に改め、同条第三号中「出席常でない者」を「出席が常でない者」に改める。

第四十条「教育委員会」を「教育長」に改める。

第十一章を次のように改める。

#### 第十一章 雜則

第四十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第一号様式から第十一号様式までを次のように改める。

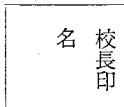
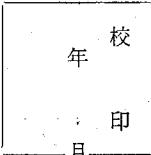
#### 第1号様式

第 号		割印												
単位修得証明書及び学習成績証明書														
		年	月	日	(全日・定時)		制課程	学科	科					
		第	学年	(卒業、卒業見込み、修了、在学中)										
		氏名												
		生年月日		年		月	日	生						
教科目	教科	国語										履修単位数	概評	備考
		現 代 国 語												
学年	評価													
	単位数													
第1学年	評価													
	単位数													
第2学年	評価													
	単位数													
第3学年	評価													
	単位数													
第4学年	評価													
	単位数													
上記のとおり証明します。														
年 月 日												鳥取県立 高等学校長 氏名 國		

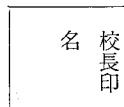
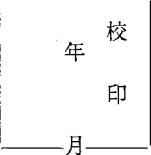
00652

11 昭和44年7月1日 火曜日 鳥取県公報 (号外) 第48号 (第三種郵便物認可)

## 第2号様式

第 号	鳥取県立 高等学校長 氏 	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">割印</span>
		卒業証書
	年 <input type="text"/> 校 月 <input type="text"/> 印  日	氏 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日生
	科の課程を修了したこと を証する	

## 第3号様式

第 号	鳥取県立 高等学校長 氏 	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">割印</span>
		修了証書
	年 <input type="text"/> 校 月 <input type="text"/> 印  日	氏 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日生
	高等学校専攻科の課程を修了したこと を証する	

## 第4号様式

受付番号	専攻科入学志願書				収入証紙はりつけ欄	
志願者	(ふりがな) 氏名	( )	生年 月 日	年 月 日 (満 才)	性別	男女
	本籍	県 市 郡	町 村	番地		
	現住所	県 市 郡	町 村	番地		
保護者	氏名	志願者との 続柄		( )		
	現住所	県 市 郡	町 村	番地		
	職業	(具体的に記載すること。)				
志願者の学歴	学校名	年 月 日	卒業、卒業見込み、その他			
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
前年度受験大学名	大学 学部 学科	大学 学部 学科	大学 学部 学科			
	大学 学部 学科	大学 学部 学科	大学 学部 学科			
受講希望科目(希望科目を○でかこむこと。)	教科 科 目	教科 科 目	教科 科 目			
	国語 現代国語・古典乙・漢文	理科 物理B・化学B・生物・地学				
	数学 数学I・数学II・数学III	外国語 英語				
	社会 倫理社会・政治経済・日本史B 世界史B・地理B					
進路希望	(本年度の受験希望の大学名(学部、学科名)を記載すること。)					

私は、貴校専攻科に入学したいので、許可してくださるよう保護者と連署してお願いします。

年　　月　　日

志願者 氏 名

保護者 氏 名 ㊞

鳥取県立 高等学校長 殿

備考 境水産高等学校の専攻科の入学志願者は、「前年度受験大学名」及び「受講希望科目」の欄の記入を要しないが、「進路希望」の欄に、志願する学科名を記入すること。

00654

13 昭和44年7月1日 火曜日

## 鳥取県公報 (号外) 第48号 (第三種郵便物認可)

第5号様式

転 再 編	入 学 志 願 書				収入証紙はりつけ欄		
志 願 者	(ふりがな) 氏名			生年 月日	年 月 日	(満 才)	性別 男 女
	本籍	県	市 郡	町 村	番地		
	現住所	県	市 郡	町 村	番地		
保 護 者	氏名			志願者と の続柄	( )		
	現住所	県	市 郡	町 村	番地		
	職業	(具体的に記載すること。)					
志 願 者 の 学 歴	学 校 名	年 月 日	卒業、卒業見込み、その他				
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
入学 志望 学年 課程	入学を志望 する学年	第 学年	入学を志望する 課程、学科、科名	全日制・定時制 課程 学科			科
理 由							

私は、貴校に転(再、編)入学したいので、許可してくださいよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

志願者 氏 名

保護者 氏 名 (印)

鳥取県立 高等学校長 殿

## 第6号様式

## 誓 約 書

私は、貴校に入学しましたうえは、校則をかたく守り、専心勉学して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。

年 月 日

住所

生徒 氏 名 ㊞

上書のとおり誓約を守らせることはもちろん、本人に関するすべての責任を負うことを誓います。

年 月 日

本 籍

現住所

職 業 生徒との続柄

保護者 氏 名 ㊞

鳥取県立 高等学校長 殿

## 第7号様式

## 誓 約 書

このたび新しく貴校第 学年生徒の保護者となりましたので、前の保護者と同様、本人に関するすべての責任を負うことを誓います。

年 月 日

本 籍

現住所

職 業 生徒との続柄

保護者 氏 名 ㊞

鳥取県立 高等学校長 殿

## 第8号様式

## 退 学 願

このたび下記の理由により退学したいので、許可してくださいよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

課程 学科 科

第 学年 組

生徒 氏 名

保護者 氏 名 ㊞

鳥取県立 高等学校長 殿

記

1 理由

2 退学を希望する期日 年 月 日

## 第9号様式

## 休 学 願

このたび下記の理由により休学したいので、許可してくださいよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

課程 学科 科

第 学年 組

生徒 氏 名

保護者 氏 名 ㊞

鳥取県立 高等学校長 殿

記  
1 理由

2 休学を希望する期間

年 月 日から

年 月 日まで

備考 医師の診断書その他休学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

00656

第10号様式

復 学 願		
このたび下記の理由により復学したいので、許可してくださいよう保護者と連署してお願いします。		
年 月 日		
課程	学科	科
生徒氏	名	
保護者氏	名	㊞
鳥取県立	高等学校長 殿	
記		
1 理由		
2 復学を希望する期日	年	月 日

備考 医師の診断書その他復学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

第11号様式

転 学 願			
このたび下記の理由により転学したいので、許可してくださいよう保護者と連署してお願いします。			
年 月 日			
課程	学科	科	
第	学年	組	
生徒氏	名		
保護者氏	名	㊞	
鳥取県立	高等学校長 殿		
記			
1 理由			
2 転学を希望する学校名等			
県	高等学校		
課程	学科	科第	学年
3 転学を希望する期日	年	月	日

第12号様式

転 籍 願			
このたび下記の理由により転籍したいので、許可してくださいよう保護者と連署してお願いします。			
年 月 日			
課程	学科	科	
第	学年	組	
生徒氏	名		
保護者氏	名	㊞	
鳥取県立	高等学校長 殿		
記			
1 理由			
2 転籍を希望する課程名等			
課程	学科	科第	学年
3 転籍を希望する期日	年	月	日

第13号様式

転 科 願			
このたび下記の理由により転科したいので、許可してくださいよう保護者と連署してお願いします。			
年 月 日			
学科	科	第	学年
生徒氏	名		
保護者氏	名	㊞	
鳥取県立	高等学校長 殿		
記			
1 理由			
2 転科を希望する学科名等			
学科	科	第	学年
3 転科を希望する期日	年	月	日

## (鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部改正)

第三条 鳥取県立盲学校、聾学校学則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

## 目次

## 第一章 総則（第一条）

## 第二章 校名、部科、学科等、修業年限、収容定員及び位置（第二条）

## 第三章 職員組織（第三条—第五条の四）

## 第四章 学年、学期及び休業日（第六条—第十条）

## 第五章 教育課程、授業時間数等（第十一条）

## 第六章 成績評価、課程の修了等（第十二条—第十五条）

## 第七章 入学、退学、休学及び転学（第十六条—第二十六条）

## 第八章 入学選抜手数料及び授業料（第二十七条）

## 第九章 償宿舎（第三十条）

## 第十章 寄宿舎（第三十一条）

## 附則

第一条中「<sup>ろう</sup>聾学校」を「及び聾学校」に改める。

## 第二章の章名を次のように改める。

## 第二章 校名、部科、学科等、修業年限、収容定員及び位置

## 第二条（見出しを含む。）中「および」を「及び」に改める。

## 第三条第一項中「および」を「及び」に、「おく」を「置く」に改め、同条第二項中「学校医」を「学校医」に、「おく」を「置く」に改め、

同条第二項中「学校医」を「学校医」に、「おく」を「置く」に改め、

同条第三項中「定員」を「定数」に改める。

第四条第一項中「教頭をおく」を「教頭を置く」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

学校の中学部及び高等部に、職業指導主事を置く。

第五条の二第一項中「保健主事をおく」を「保健主事を置く」に改める。

第五条の三を次のように改める。

（事務長、事務次長及び主事）

第五条の三 学校に、事務長及び主事を置く。

2 学校に、事務次長を置くことができる。

3 事務長は、校長の監督を受けて、事務を総轄し、校長を補佐する。

4 事務次長は、上司の命を受け、事務長を助け、担当の事務に従事する。

第五条の三の次に次の一条を加える。

（舍監）

第五条の四 盲学校に、舍監を置く。

2 舍監は、上司の命を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童及び生徒の指導をつかさどる。

第四条の章名中「および」を「及び」に改める。

第六条中「翌年」を「翌年」に、「終る」を「終わる」に改める。

第七条を次のように改める。

（学期）

第七条 学校の学期は、次のとおりとする。

一 第一学期 四月一日から七月三十一日まで

- 二 第二学期 八月一日から十二月三十一日まで  
 三 第三学期 一月一日から三月三十一日まで  
 第八条第一項第七号及び第八号を次のように改める。  
 七 農繁期休業日 年間十四日以内において、校長が鳥取県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を受けて定めた期間前各号に定めるものほか、教育長が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、教育長の承認を受けて定めた日
- 第八条第二項中「教育委員会」を「教育長」に、「またはその日数を通算した範囲内で、これを」を「、又はこれらの休業日の日数を合算して得た日数の範囲内で、これらの休業日の日数を」に改め、同条第三項及び第四項を削る。
- 第九条中「事由」を「理由」に、「教育委員会」を「教育長」に、「授業日に」を「、又は授業日に」に改める。
- 第十条を次のように改める。
- (臨時休業)
- 第十条 校長は、非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行なわることができる。この場合においては、校長は、すみやかにその旨を教育長に報告しなければならない。
- 第五章の章名中「および授業時間数等」を「、授業時間数等」に改める。
- 第十一條の見出しを「(教育課程、授業時間数等)」に改め、同条中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「の基準により」を「により」に、「教育委員会」を「教育長」に改める。

第六章の章名中「の認定」を「等」に改める。

第十二条中「もとづいて」を「基づいて、」に改める。

第十三条中「中学部」を「及び中学部」に、「および」を「及び」に、「をもととして学校が」を「に基づいて、学校が」に改める。

第十四条第一項中「および」を「及び」に、「もとづいて」を「基づいて、」に改め、同条第二項中「および学習成績をもととして学校が行う」を「及び学習成績に基づいて、学校が行なう」に改める。

第十四条の二中「および」を「及び」に、「進級させても支障がある」を「、進級させることが適当でない」に改める。

第十五条中「(別記第一号様式)」を「(第一号様式)」に、「(別記第一号様式の二)」を「(第二号様式)」に改める。

第七章の章名、第十六条第一項及び第十七条中「および」を「及び」に改める。

第十八条中「または」を「又は」に改める。

第十九条中「および」を「及び」に、「(別記第二号様式)」を「(第三号様式)」に改める。

第二十条第一項中「および」を「及び」に改め、同条第三項中「各学年の始めにおいて欠員の」を「学年の始めに行なうことの原則」とし、欠員の」に改める。

第二十一条第一項中「および」を「及び」に、「(別記第三号様式)」を「(第四号様式)」に、「または」を「又は」に改め、同条第二項中「行う」を「行なう」に、「または」を「又は」に、「(別記第四号様式)」を「(第五号様式)」に改める。

第二十二条を次のように改める。

(児童、生徒、幼児又は保護者の本籍等の変更)

第二十二条 児童、生徒、幼児若しくは保護者が、本籍、住所若しくは氏名を変更したとき、又は児童、生徒若しくは幼児が死亡したときは、保護者は、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

第二十三条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第一項中「および」を「及び」に、「事由」を「理由」に、「または」を「又は」に、「(別記第五号様式)」を「(第六号様式)」に、「(別記第六号

様式)」にその事由を具し」を「(第七号様式)」にその理由を記載しに、同条第二項中「三月」を「三箇月」に、「休学を」を「休学を」に、「事由」を「理由」に、「その期間を」を「その期間をさらに一年に限り、」に改め、同条第三項中「および」を「及び」に改める。

第二十四条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第一項中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「休学したもの」を「休学した者」に、「(別記第八号様式)」を「(第九号様式)」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に改める。

第二十五条中「および」を「及び」に、「転学しようとするとき」を「転学を希望するとき」に、「(別記第九号様式)」を「(第十号様式)」に改める。

第二十六条第一項中「これを」を「これを」に改め、同条第二項中「(別記第十号様式)」を「(第三号様式)」に改める。

第八章の章名中「および」を「及び」に改める。

第二十七条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「および」

を「及び」に、「これを」を「これを」に改める。

第二十九条第一項中「行う」を「行なう」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「および」を「及び」に、「次の各号」を「次の各号」に改め、同項第一号及び第二号中「見込」を「見込み」に改め、同項第三号中「出席常でない者」を「出席が常でない者」に改める。

第十一章を次のように改める。

### 第十一章 雜則

第三十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第一号様式から第十号様式までを次のように改める。

00660

19 昭和44年7月1日 火曜日

## 鳥取県公報 (号外) 第48号 (第三種郵便物認可)

## 第1号様式

第 号	鳥取県立	校 印	卒業証書
	学校長 氏	年 月 日	氏名
	名	校長印	年 月 日生
			部の
			生

割印

課程を修了したことを証する

備考 小学部、中学部又は高等部の児童若しくは生徒の修了者に対して、授与すること。

## 第2号様式

第 号	鳥取県立	校 印	修了証書
	学校長 氏	年 月 日	氏名
	名	校長印	年 月 日生
			( ) 部 ( ) 科の課程
			生

割印

を修了したことを証する

備考 幼稚部若しくは高等部の専攻科又は別科の幼児若しくは生徒の修了者に対して、授与すること。

## 第3号様式

入 学 願						
本 人	(ふりがな) 氏 名	)		生 年 月 日	年 月 日 (満 才)	性 別 男 女
	本 籍	県	市 郡	町 村	番地	
	現 住 所	県	町 村	町 村	番地	
保 護 者	氏 名			本人との 続 柄	( )	
	現 住 所	県	町 村	市 郡	番地	
	職 業	(具体的に記載すること。)				
本 人 の 学 歴 ・ 経 歴	学 歴 • 経 歴	年 月 日		卒業、卒業見込み、その他		
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
障 害 の 状 況	障害の原因					
	障害の時期	年 月 日	障害を受けた 当時の年令	満 才	月	
	障害の程度					
入学希望の部 科名及び学年	部	科	第	学年		
私は、このたび貴校に入学したいので、許可してくださるよう保護者と連署してお願いします。						
年 月 日						
本人 氏 名						
保護者 氏 名 ㊞						
鳥取県立 学校長 殿						

21 昭和44年7月1日 火曜日

## 鳥取県公報

(号外) 第48号 (第三種郵便物認可)

## 第4号様式

## 誓 約 書

私は、貴校に入学しましたうえは、校則をかたく守り、専心勉学して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。

年 月 日

住 所

生 徒 氏 名

上記のとおり誓約を守らせるることはもちろん、本人に関するすべての責任を負うことを誓います。

年 月 日

本 籍

現住所

職 業 生徒との続柄

保護者 氏 名 ㊞

鳥取県立 学校長 殿

## 第5号様式

## 誓 約 書

このたび新しく貴校 部(科)第 学年 生徒 の保護者となりましたので、前の保護者と同様、本人に関するすべての責任を負うことを誓います。

年 月 日

本 籍

現住所

職 業 生徒との続柄

保護者 氏 名 ㊞

鳥取県立 学校長 殿

## 第6号様式

## 退 学 願

このたび下記の理由により退学したいので、許可してくださいよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

部 科

第 学 年

生 徒 氏 名

保護者 氏 名 ㊞

鳥取県立 学校長 殿

記

1 理 由

2 退学を希望する期日 年 月 日

## 第7号様式

## 休 学 願

このたび下記の理由により休学したいので、許可してくださいよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

部 科

第 学 年

生 徒 氏 名

保護者 氏 名 ㊞

鳥取県立 学校長 殿

記

1 理 由

2 休学を希望する期間

年 月 日から

年 月 日まで

備考 医師の診断書その他休学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

## 第8号様式

## 再入学願

このたび下記の理由により再入学したいので、許可してくださいよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

本人 氏名

保護者 氏名 ㊞

鳥取県立 学校長 殿

記

1 理由

2 再入学を希望する期日及び学年

年 月 日 第 学年

3 退学した期日 年 月 日

4 本人の現住所

5 保護者の現住所

## 第9号様式

## 復学願

このたび下記の理由により復学したいので、許可してくださいよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

部 科

第 学年

生徒 氏名

保護者 氏名 ㊞

鳥取県立 学校長 殿

記

1 理由

2 復学を希望する期日 年 月 日

備考 医師の診断書その他復学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

## 第10号様式

## 転学願

このたび下記の理由により転学したいので、許可してくださいよう保護者と連署してお願いします。

年 月 日

部 科

第 学年

生徒 氏名

保護者 氏名 ㊞

鳥取県立 学校長 殿

記

1 理由

2 転学先の学校名等

県立 市町村立 学校

部 科 第 学年

3 転学を希望する期日 年 月 日

(鳥取県立養護学校学則の一部改正)

第四条 鳥取県立養護学校学則(昭和三十八年十月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「成績評価及び課程の修了の認定」を「成績評価、課程の修了等」に、「補則」を「雜則」に改める。

第三条第一項中「及び用務員」を「主事補及び用務員」に改め、同

条第三項中「定員」を「定数」に改める。

第五条第一項中「学校」を「学校の中學部」に改める。

第七条を次のように改める。

(事務長、事務次長及び主事)

第七条 学校に、事務長及び主事を置く。

2 学校に、事務次長を置くことができる。

3 事務長は、校長の監督を受けて、事務を総轄し、校長を補佐する。

4 事務次長は、上司の命を受け、事務長を助け、担当の事務に従事する。

第九条を次のように改める。

(学期)

第九条 学校の学期は、次のとおりとする。

一 第一期 四月一日から七月三十一日まで

二 第二期 八月一日から十一月三十一日まで

三 第三期 一月一日から三月三十一日まで

第十一条第一項第七号を次のように改める。

七 前各号に定めるもののほか、鳥取県教育委員会教育長(以下「教

育長」という。)が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、教育長の承認を受けて定めた日

第十条第二項中「教育委員会」を「教育長」に、「その日数を通算した範囲内で、これを」を「これらの休業日の日数を合算して得た日数の範囲内で、これを」を「これらの休業日の日数を」に改め、同条第三項を削る。

第十二条中「教育委員会」を「教育長」に、「授業日に」を「又は授業日」に改める。

第十二条を次のように改める。

(臨時休業)

第十二条 校長は、非常災厄その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行なわぬことができる。この場合においては、校長は、すみやかにその旨を教育長に報告しなければならない。

第十三条中「の基準により」を「により」に、「教育委員会」を「教育長」に改める。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 成績評価、課程の修了等

第十四条中「学校が」を「学校が」に改める。

第十五条中「学校が」を「学校が」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(児童、生徒又は保護者の本籍等の変更)

第二十一条 児童、生徒若しくは保護者が、本籍、住所若しくは氏名を変更したとき、又は児童若しくは生徒が死亡したときは、保護者は、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

第二十四条中「児童」を「児童」に改める。

第十章を次のように改める。

(雜則)  
第十章 雜則

第二十五条 この規則の施行に關し必要な事項は、校長が別に定める。  
第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第1号様式

第 号	卒業証書
鳥取県立	年月日
校長氏名	年月日生
名 校長印	部の課程を修了した ことを証する

(割印)

00666

25 昭和44年7月1日 火曜日

## 鳥取県公報

(号外) 第48号 (第三種郵便物認可)

## 第2号様式

(転) 入 学 願								
本 人	(ふりがな) 氏名	( )	生年 月 日	年 月 日 (満 才)	性別	男 女		
	本籍	県	市 郡	町 村	番地			
	現住所	県	市 郡	町 村	番地			
保 護 者	氏名		生年 月 日	年 月 日	本人と の続柄			
	本籍	県	市 郡	町 村	番地			
	現住所	県	市 郡	町 村	番地			
職業	(具体的に記載すること。)							
本人の 就学 状況	就学免除 就学猶予 の別	就学免除・就学猶予	年 月	日から	年 月	日まで		
	出身学校		立		学校	卒業、卒業見込み		
	在学中の 学校等		立		学校第	学年第	学期終了	
障 害 の 状 況 等	起因症	(病名) (診断医師氏名)						
	障害 状況	肢体 言語						
	その他							
入学希望の部 学 年		部 第	学年					

上記の者をこのたび貴校に(転)入学させたいので、許可してくださるようお願いします。

年 月 日

本人 氏 名

保護者 氏 名 ㊞

鳥取県立 校長 殿

## 第3号様式

転 学 願			
このたび下記の理由により転学させたいので、 許可してくださいようお願いします。			
年 月 日	部 第	学 年	
本人 氏 名	保護者住所		
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
鳥取県立	校長 殿	鳥取県立	校長 殿
記		記	
1 理由	2 転学を希望する期日 年 月 日	1 理由	2 退学を希望する期日 年 月 日
3 転学を希望する学校名等	県立 市町村立 学校	3 退学後の方針	就学免除、就学猶予、その他( )
4 転学先学校所管教育委員会名	部 第 学 年	4 退学後の居住地	
教育委員会			

## 第4号様式

退 学 願			
このたび下記の理由により退学させたいので、 許可してくださいようお願いします。			
年 月 日	部 第	学 年	
本人 氏 名	保護者住所		
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
鳥取県立	校長 殿	鳥取県立	校長 殿
記		記	
1 理由	2 転学を希望する期日 年 月 日	1 理由	2 退学を希望する期日 年 月 日
3 退学後の方針	就学免除、就学猶予、その他( )	3 退学後の方針	就学免除、就学猶予、その他( )
4 退学後の居住地		4 退学後の居住地	

## (鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第五条 鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和三十四年十月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「教育課程及び学習指導」を「教育課程」に、「試験及び」を「試験、」に、「及び退学等」を「、退学等」に、「及びその他の費用」を「等」に改める。

第一条中「行う」を「行なう」に、「定が」を「定めが」に改める。

第二条中「行う」を「行なう」に、「勤務地の」を「又は勤務地の」に、「事由」を「理由」に、「実施校の」を「、実施校の」に改める。

第三条第一項中「行う」を「行なう」に改め、同条第二項中「実施校の行う」を「実施校の行なう」に改める。

第三章の章名中「及び学習指導」を削る。

第六条の見出しを「（教育課程の編成）」に改め、同条第一項中「の基準により」を「により、」に、「教育委員会」を「鳥取県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「教育長」に、「一時」を「、一時」に改める。

第七条中「六月」を「六箇月」に改める。

第八条中「行う」を「行なう」に改める。

第九条第一項中「行う」を「行なう」に改め、同条第二項中「事由」を「理由」に、「二月」を「二箇月」に改め、同条第三項中「事由」を「理由」に、「三月」を「三箇月」に、「六月」を「六箇月」に改める。

第十条第二項中「事由」を「理由」に、「三月」を「三箇月」に、「六月」を「六箇月」に改める。

第四章の章名中「試験及び」を「試験、」に改める。

第十二条第二項中「行う」を「行なう」に改め、同条第三項中「行い」を「行ない」に改める。

第十四条の見出しを「(単位認定証書等)」に改め、同条中「単位修得証明書」を「単位修得証明書及び学習成績証明書」に改める。

第十六条第一項中「実施校には」を「実施校に」に改め、同条第二項中「定員」を「定数」に改め、「教育委員会が」を削る。

第十七条第一項中「実施校には」を「実施校に」に改め、同条第二項

中「通信教育に」を「通信教育に」に改め、同条第三項中「中から」を「うちから」に、「教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第十八条第一項中「通信教育指導員」を「通信教育指導員」に改め、同条第二項中「生徒の」を「生徒の」に改め、同条第三項中「専任の教諭以外の教諭」の下に「又は高等学校の教員の免許状を有する者」を加え、「中から」を「うちから」に、「教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第六章の章名中「及び退学等」を「退学等」に改める。

第二十一条第二項中「行う」を「行なう」に改める。

第二十二条第三項中「定時制課程」を「定時制の課程」に、「選考の上」を「選考のうえ」に改める。

第二十三条中「三十日以内に」を「三十日以内に、」に改める。  
第二十四条を次のように改める。

(生徒又は保護者の本籍等の変更)

第二十四条 生徒若しくは保護者が、本籍、住所若しくは氏名を変更したとき、又は生徒が死亡したときは、生徒若しくは保護者は、すみやかにその旨を校長に届け出なければならない。

第二十五条第二項中「事由」を「理由」に改める。

第二十六条第一項中「これを」を「これを」に改める。

第二十七条第一項中「事由」を「理由」に、「その許可」を「その許可」に改め、同条第二項中「事由」を「理由」に、「三月」を「三箇月」に、「この限りでない」を「その期間をさらに一年に限り延長することができる」に改め、同条第三項中「三月」を「三箇月」に改める。

第二十九条中「事由」を「理由」に改める。

第三十条第二項中「全日制課程若しくは定時制課程」を「全日制の課程若しくは定時制の課程」に、「当該生徒」を「当該生徒」に、「相同学年」を「相同学年」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 受講料、入学料等  
等第三十一条の見出し中「等」を削る。

第三十四条各号列記以外の部分中「行う」を「行なう」に改め、同条第一号及び第二号中「見込」を「見込み」に改める。

第三十五条中「き損又は」を「破損し、又は」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第三十六条中「適切な場合」を「適切な場所」に、「行う」を「行なう」に、「はかるため必要に応じて」を「図るため、必要に応じて」に改める。

第三十七条の見出しを「(雑則)」に改め、「校長が」の下に「別に」を加える。

第一号様式から第十二号様式までを次のように改める。

00669

## 第1号様式

## 学習報告書延期願

下記の理由により学習報告書の提出を延期したいので、許可してくださいようお願いします。

年 月 日

氏 名 印

鳥取県立 高等学校長 殿

記

## 1 理由

## 2 教科科目名

## 3 延期期間

年 月 日まで

## 第2号様式

## 第 号 単位認定証書

本籍 氏名 年月日生

本校通信教育により高等学校の下記科目を修了し、認定試験に合格したので下記のとおり単位を認定します。

年 月 日

鳥取県立 高等学校長

氏名 印 記

教 科	科 目	認 定 单 位 数

## 第2号様式の2

## 第 号

## 単位修得証明書及び学習成績証明書

本籍

氏 名

年 月 日生

本校通信教育により下記のとおり教科科目の単位を修得したことを証明します。

年 月 日

鳥取県立 高等学校長

氏名 印

記

教科	科目	成績 (評価)	単位数	修得年月日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

## 卒業証書

制印

氏名

年 月 日生

科の課程を

修了したこと証する

年	校	印
月		
日		

第 号

鳥取県立

高等学校長 氏

校長印
名

## 第3号様式

## 第4号様式

## 通信制課程入学(転学)志願書

受付番号

志願者	(ふりがな) 氏名	( )	生年 月日	年月日 (満才)	性別 男 女
	本籍	県	市 郡	町 村	番地
	現住所	県	市 郡	町 村	番地
	職業	(具体的に記載すること。)			
保護者	氏名		志願者との 続柄	( )	
	現住所	県	市 郡	町 村	番地
	職業	(具体的に記載すること。)			
志願者の学歴	学 校 名	年 月 日	卒業、卒業見込み、その他		
		年 月 日			
志願者の職歴	勤務先の名称	年 月 日	発令庁、その他		
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
受講希望教科科目	教 科	科 目	摘要		
理由	(転学の場合のみ記載すること。)				
私は、貴校の通信制課程に入学(転学)したいので、許可してくださいよう保護者と連署してお願いします。					
年 月 日					
志願者 氏 保護者 氏			名印		
鳥取県立		高等学校長 殿			

備考 志願者が成年者である場合は、保護者との連署を要しないこと。

## 第5号様式

第 号

## 入学許可通知書

氏 名

年 月 日 生

本校の通信制課程に入学を許可する。

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏 名 團

## 第6号様式

## 通信教育受講許可書

高等学校

課程 科第 学年

氏 名

年 月 日 生

通信教育の下記教科科目の受講を許可する。

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏 名 團

記

教 科	科 目

## 第7号様式

## 定時制課程履修許可書

氏 名

年 月 日 生

定時制課程の下記教科科目の履修を許可する。

年 月 日

鳥取県立 高等学校長 氏 名 團

記

教 科	科 目

## 第8号様式

## 誓 約 書

私は、貴校の通信制課程に入学しましたうえは、校則をかたく守り、専心勉学して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。

年 月 日

現住所

生徒 氏 名 團

上書のとおり誓約を守らせるることはもちろん、本人に関するすべての責任を負うことを誓います。

年 月 日

本籍

現住所

職業 生徒との続柄

保護者 氏 名 團

鳥取県立 高等学校長 殿

備考 生徒が成年者である場合は、保護者の誓約に関する事項は、記載を要しないこと。

31 昭和44年7月1日 火曜日

鳥取県公報 (号外) 第48号 (第三種郵便物認可)

## 第9号様式

## 転 学 願

このたび下記の理由により転学したいので、許可してくださいようお願いします。

年 月 日

生徒 氏	名 <input checked="" type="checkbox"/>
保護者 氏	名 <input checked="" type="checkbox"/>

鳥取県立 高等学校長 殿

記

## 1 理由

## 2 転学先の学校名等

県	高等学校		
課程	学科	科第	学年

## 3 転学を希望する期日 年 月 日

備考 生徒が成年者である場合は、保護者の署名及び押印を要しないこと。

## 第10号様式

## 休 学 (復学) 願

このたび下記の理由により休学(復学)したいので、許可してくださいようお願いします。

年 月 日

生徒 氏	名 <input checked="" type="checkbox"/>
保護者 氏	名 <input checked="" type="checkbox"/>

鳥取県立 高等学校長 殿

記

## 1 理由

## 2 休学を希望する期間(復学を希望する期日)

年	月	日から	(年	月	日)
年	月	日まで			

備考 1. 休学の場合は、医師の診断書その他休学の理由を証するに足る書類を添付すること。

2. 生徒が成年者である場合は、保護者の署名及び押印を要しないこと。

## 第11号様式

## 退 学 願

このたび下記の理由により退学したいので、許可してくださいようお願いします。

年 月 日

生徒 氏	名 <input checked="" type="checkbox"/>
保護者 氏	名 <input checked="" type="checkbox"/>

鳥取県立 高等学校長 殿

記

## 1 理由

## 2 退学を希望する期日 年 月 日

備考 生徒が成年者である場合は、保護者の署名及び押印を要しないこと。

## 第12号様式

## 転 籍 願

このたび下記の理由により転籍したいので、許可してくださいようお願いします。

年 月 日

生徒 氏	名 <input checked="" type="checkbox"/>
保護者 氏	名 <input checked="" type="checkbox"/>

鳥取県立 高等学校長 殿

記

## 1 理由

## 2 転籍を希望する課程等名

課程	学科	科第	学年
----	----	----	----

## 3 転籍を希望する期日 年 月 日

備考 生徒が成年者である場合は、保護者の署名及び押印を要しないこと。

(施行期日)  
附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則施行の際、改正前の鳥取県立学校管理規則、鳥取県立高等学校学則、鳥取県立盲学校、聾学校学則、鳥取県立養護学校学則及び鳥取県立高等学校通信教育規則の規定によりなされた承認の申請、届出その他の手続については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の鳥取県立高等学校学則第十八条の規定による単位修得証明書については、この規則による改正後の鳥取県立高等学校学則第十八条の規定にかかわらず、昭和四十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。